

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

熊本城は、文化財保護法によって指定された「特別史跡」であり、加えて、多くの方々に憩いや歴史に触れる場を提供する「都市公園」に位置付けられている。また、熊本市の中心部にあり、熊本市のシンボリック存在であるとともに、みどり豊かな場所として、本市を象徴する“みどりの拠点”にもなっている。特に春の桜や新緑、夏の深緑、秋の紅葉など熊本城の樹木は、石垣や歴史的建造物と一体となって熊本城の風景に四季折々の変化や彩りを与え、市民や来城者に安らぎや感動を与えてくれている。

一方で、樹木が成長し肥大化することにより史跡の構成要素である石垣や重要文化財建造物など価値のある文化財を毀損するなどの影響が出ていること、文化財の姿が遠くから見えづらくなっていること、また、樹木の老齢化や病気などが原因で倒木や枝折れの危険のある樹木が増えていることなど、“みどり”に起因する問題が生じている現状もある。

このような状況を踏まえ、本計画において、望ましい“みどりの管理の在り方”について方針を定め、計画に基づく“みどり”の保存・管理を実施していくことでこれらの問題を解決していくことが必要である。

なお、本計画は、「特別史跡熊本城跡保存活用計画（以下、「保存活用計画」と記載）」の「第6節 緑の保存管理」の中に「詳細な管理基準については、基本方針に沿った計画を別途策定するものとする。」と定めており、これを受け、計画策定を行うものである。

(2) 計画の目的

「保存活用計画」において、緑の保存管理については以下の基本方針を定めている。

【緑の保存管理の基本方針】

- ① 貴重な文化財を後世に引き継ぐことを第一とし、景観や適正な緑の確保にも努め、史跡と緑の調和を図る。
- ② 日常的な点検を充実させ、遺構の保護、安全の確保、眺望の確保に配慮した樹木の適切な管理を行う。
- ③ 熊本城における緑の本質的価値を明らかにするため、江戸時代における樹種やその配置などについて絵図・文献史料の調査・研究を行い、管理に活かす。

「保存活用計画 第4章第6節 緑の保存管理」 より抜粋

上記の基本方針に沿って、本計画の中で、歴史的な“みどり”の調査・研究成果を整理し、それらを参考にしながら、“みどり”に関する保存と管理の具体的な方針を定めるものである。そして、計画に基づき“みどり”の保存・管理を実施していくことで、熊本城の史跡保存や良好な歴史景観の形成、来城者の安全・安心の確保に努め、総じて史跡とみどりの調和のとれた美しい熊本城を守り育ていくことが本計画策定の目的である。

2. 計画の適用対象範囲

本計画の適用範囲は、熊本城域のうち熊本市熊本城総合事務所が管理する区域とする。

なお、現在、千葉城エリアのNHK跡地に関しては、今後の整備や活用について別途検討していくこととしており、植栽管理のあり方についてもその中で考える必要があることから本計画の適用対象範囲から外すこととする（図1-2-1）。

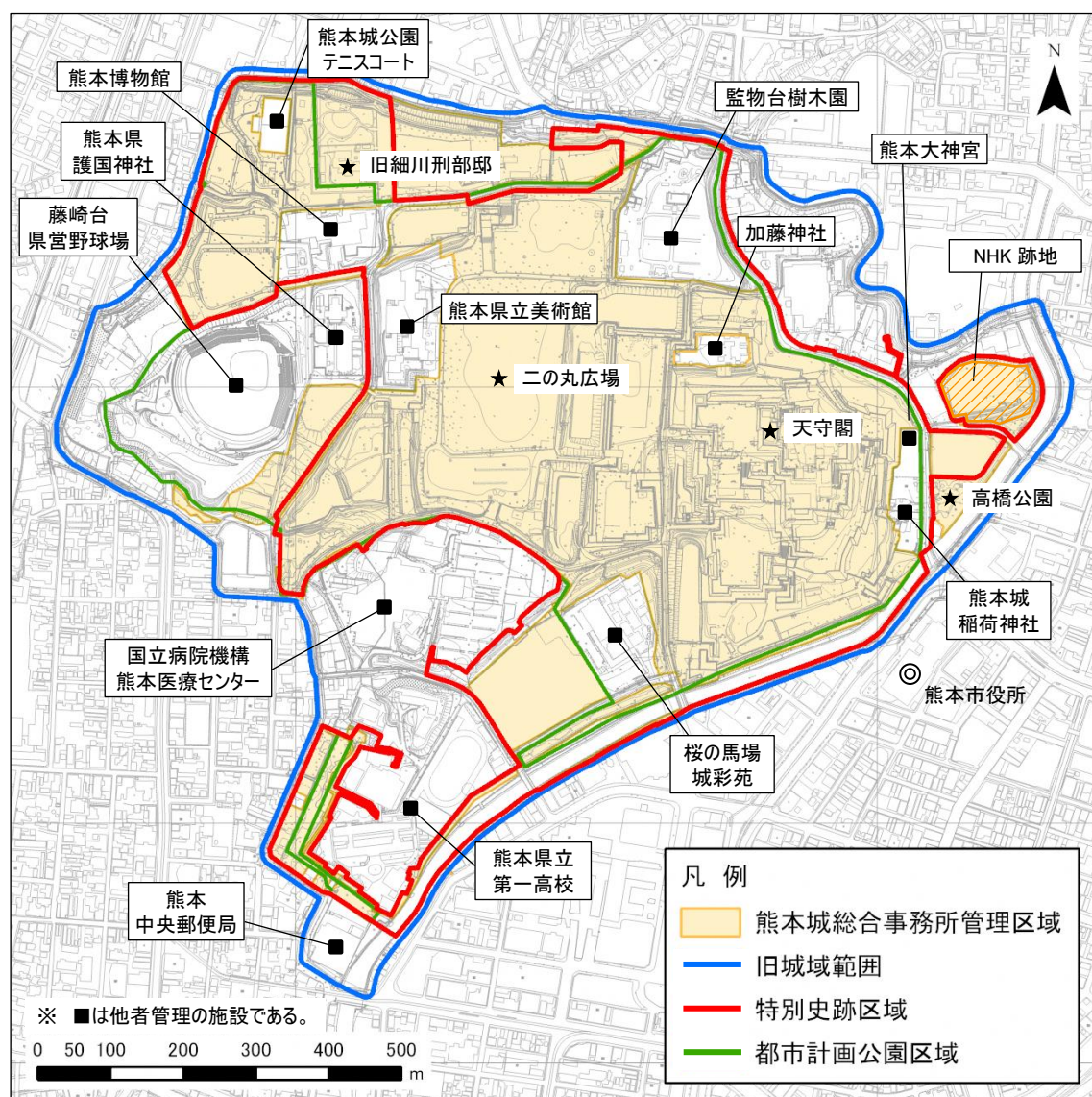


図1-2-1 計画の適用範囲

また、本計画で扱う“みどり”の定義として、高木（樹高 3m以上）をはじめ、それよりも低い中木、低木、これらを植栽した庭園、芝生地、草地、希少植物、花壇など植物全般を指すものとし、これら“みどり”全般についての保存・管理方針を示すものである。

そして、保存活用計画では、エリアを本丸・二の丸・三の丸・古城・千葉城の 5 つのエリア（図 1-2-2）に分割しており、本計画でもこれに倣うこととする。

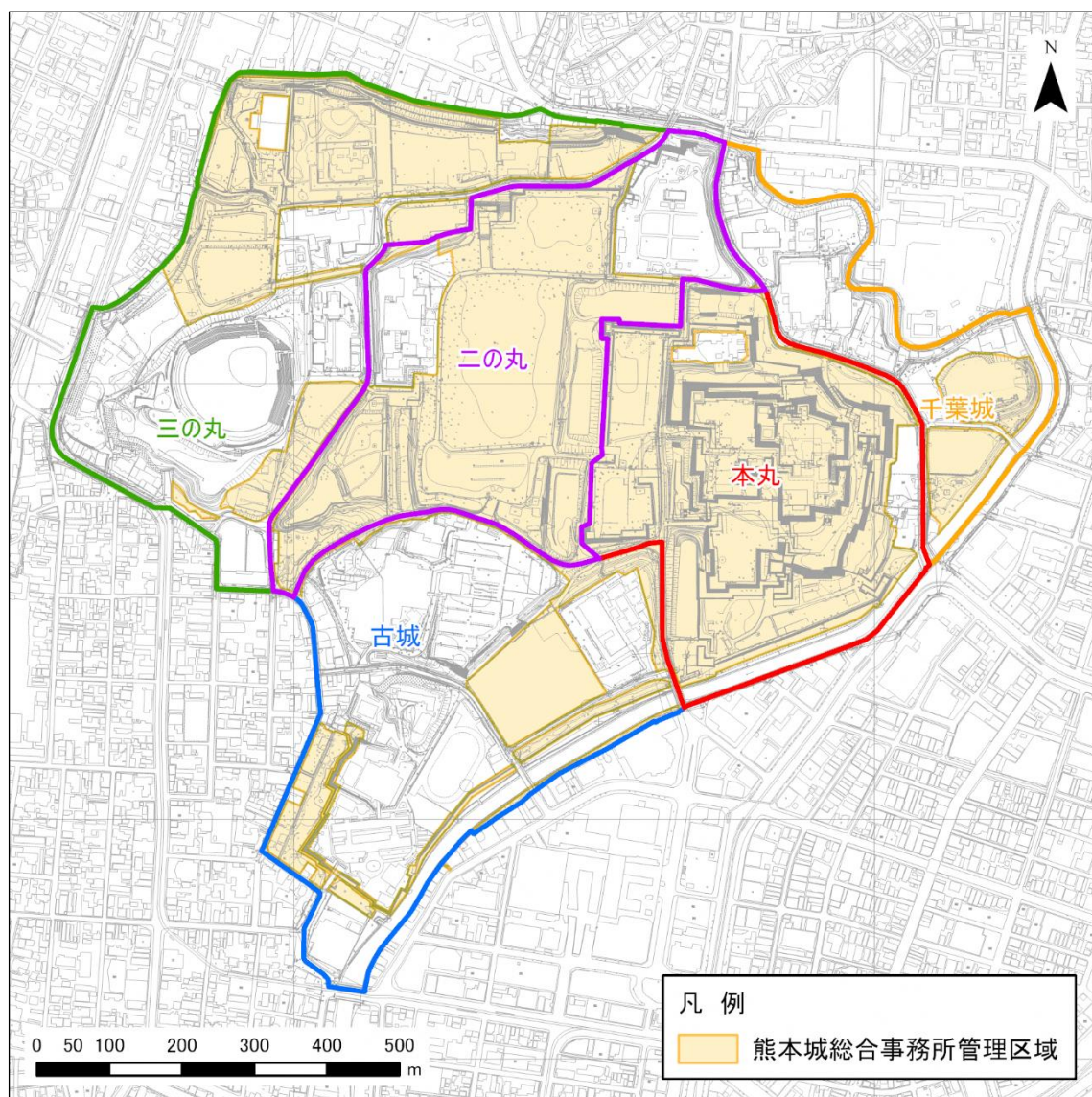


図 1-2-2 熊本城域におけるエリア図

3. 計画策定の体制と経過（委員会）

本計画の策定にあたっては、表 1-3-1 のような検討経緯を経て策定を行った。

また、本計画について案を審議した特別史跡熊本城跡保存活用委員会（以下、熊本城跡保存活用委員会と記載）の委員は次のとおりである（表 1-3-2）。委員は、建築・土木・植物・史跡・歴史等の有識者や地元地域の方で構成されている。

表 1-3-1 計画策定の検討経緯

時期	会議名・内容・計画策定名
平成 30 年 3 月	「特別史跡熊本城跡保存活用計画」策定 (うち、第 4 章 第 6 節 緑の保存管理)
平成 30 年 10 月	熊本城跡保存活用委員会計画部会 ・本計画の策定に向けたフローについて確認
平成 31 年 3 月	熊本城跡保存活用委員会 ・上記承認
令和 2 年 7 月	熊本城跡保存活用委員会 ・「熊本城樹木点検のてびき（案）」承認 ・樹木医による点検実施予定について（報告）
令和 2 年 7 月	「熊本城樹木点検のてびき」策定
令和 3 年 7 月	熊本城跡保存活用委員会 ・樹木点検結果（報告） ・策定スケジュール、計画骨子について（承認）
令和 3 年 11 月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画 内容について審議 (危険木、遺構影響木、植栽の歴史検証等)
令和 4 年 3 月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画 内容について審議 (遺構影響木、古樹・桜の保護育成等)
令和 4 年 8 月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画（素案）について審議
令和 4 年 11 月	熊本城跡保存活用委員会 ・みどり保存管理計画（素案）について承認

表 1-3-2 熊本城跡保存活用委員会 委員名簿（五十音順・敬称略）

平成31、令和2年度(13名)		令和3、4年度(13名)	
伊東 龍一	建築学 (日本建築史)	伊東 龍一	建築学 (日本建築史)
伊東 麗子	植 物	伊東 麗子	植 物
今村 克彦	考古学 (史跡)	小畑 弘己	考古学 (史跡)
河島 一夫	地元地域	河島 一夫	地元地域
坂本 浩	経済界 (地域活性化)	坂本 浩	経済界 (地域活性化)
永田 求	文化振興	小堀 俊夫	文化振興
西嶋 公一	経済界 (地域活性化)	西嶋 公一	経済界 (地域活性化)
服部 英雄	文化・歴史	服部 英雄	文化・歴史
廣瀬 美樹	公募	廣瀬 美樹	公募
松田 秀一	観光	毛利 秀士	地元地域
毛利 秀士	地元地域	森崎 正之	観光
山尾 敏孝	土木工学 (歴史遺産)	山尾 敏孝	土木工学 (歴史遺産)
山田 貴司	歴史学	山田 貴司	歴史学

4. 計画の位置づけ

(1) 上位・関連計画

本計画に関する上位計画や関連計画を以下の関係図（図1-4-1）に示す。

特に「保存活用計画」が直接的な上位計画であり、その中の「第4章 第6節 緑の保存管理」の方針に沿った具体的な計画を今回策定するものである。

また、関連計画のうち「熊本市緑の基本計画」や「熊本市景観計画」などはみどりの分野や景観面で関連性が強く、これらの計画にも沿った内容とし、連携を図る。

なお、将来は「保存活用計画」の下位計画として「熊本城整備基本計画」を策定することとなる。本来はこれの中で修景や植栽に関する整備計画も合わせて記載し、整備を行うところであるが、現在は熊本地震による被災を受け、「熊本城復旧基本計画」に基づき復旧を進めているところである。そのため、本計画は将来「熊本城整備基本計画」が策定されるまでの間、適正なみどりの保存・管理を実施していくため策定し、将来の「熊本城整備基本計画」に継承していく。

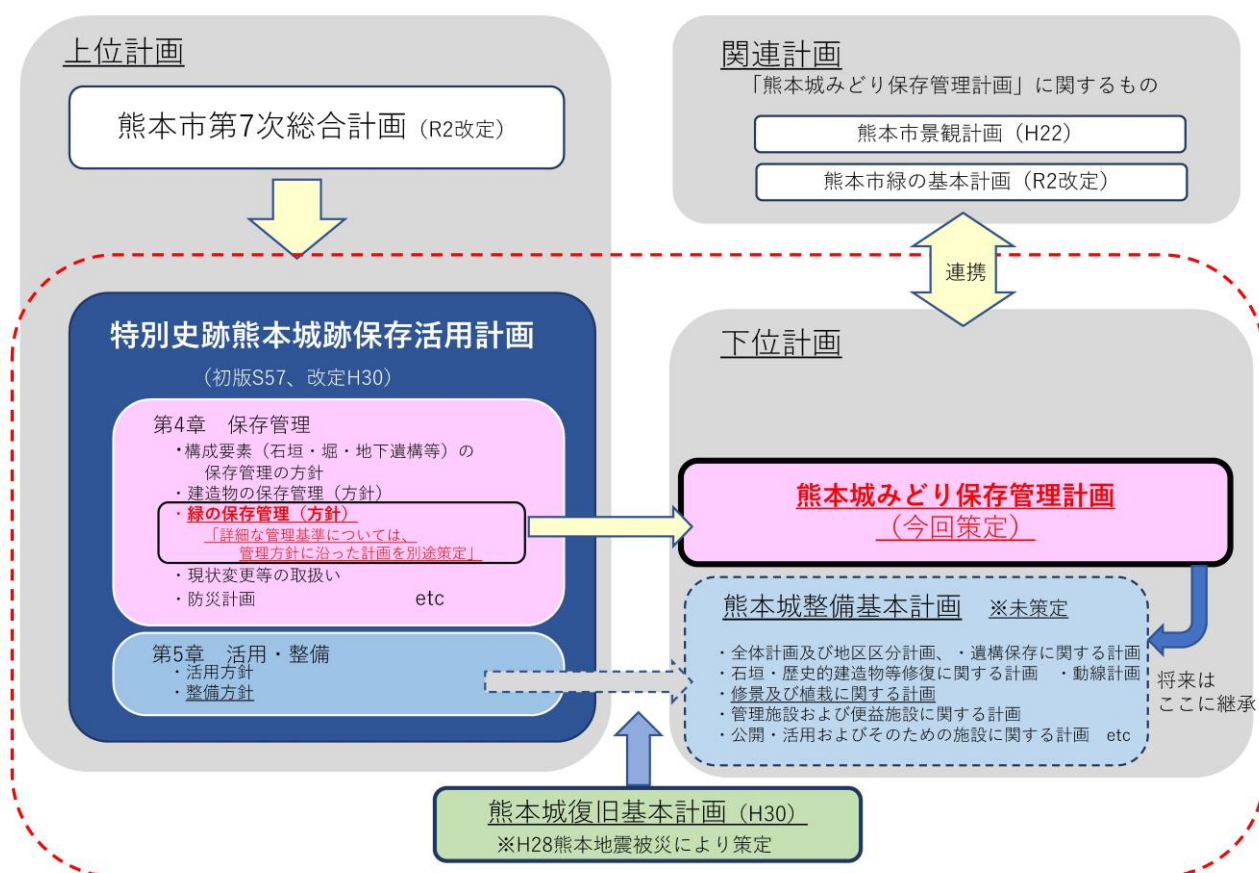


図1-4-1 上位・関連計画との関係図

(2) 関係法令

本計画を策定する中で関連する法令は主に以下のものになる。

関係法	対象区域	規制・制限の内容	法に関連する条例・計画等
文化財保護法	史跡指定地	現状変更、保存に影響を及ぼす行為	特別史跡熊本城跡保存活用計画
	周知の埋蔵文化財包蔵地	土木工事等の開発事業	
都市公園法	公園区域	公園内行為 等	熊本市都市公園条例
都市計画法	都市計画区域	都市施設、建ぺい率、用途等	
都市緑地法	緑化重点地区	-	熊本市緑の基本計画
景観法	市域全域	景観の形成に大きな影響を与える大規模な行為	熊本市景観計画
国有財産法	国有地	利用計画変更 等	

(3) 各法令や計画における規制・位置づけ等

① 文化財保護法（史跡、重要文化財、現状変更等の制限）

特別史跡熊本城跡は文化財保護法に基づく特別史跡（p.2 図 1-2-1）に指定され、13の櫓や門・堀が国の重要文化財に指定（p.19 図 2-2-5）されている。掘削を伴う場合など、重要文化財・史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法 第43条、125条）。

② 都市計画法、都市公園法、熊本市都市公園条例

熊本城は都市計画法に基づき「都市計画公園」に、都市公園法に基づき「都市公園」に位置付けられている（図 1-4-2）。都市公園法及び熊本市都市公園条例は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めており、公園内に設置できる施設の種類、建蔽率の基準、占用や使用に関する規定などがある。

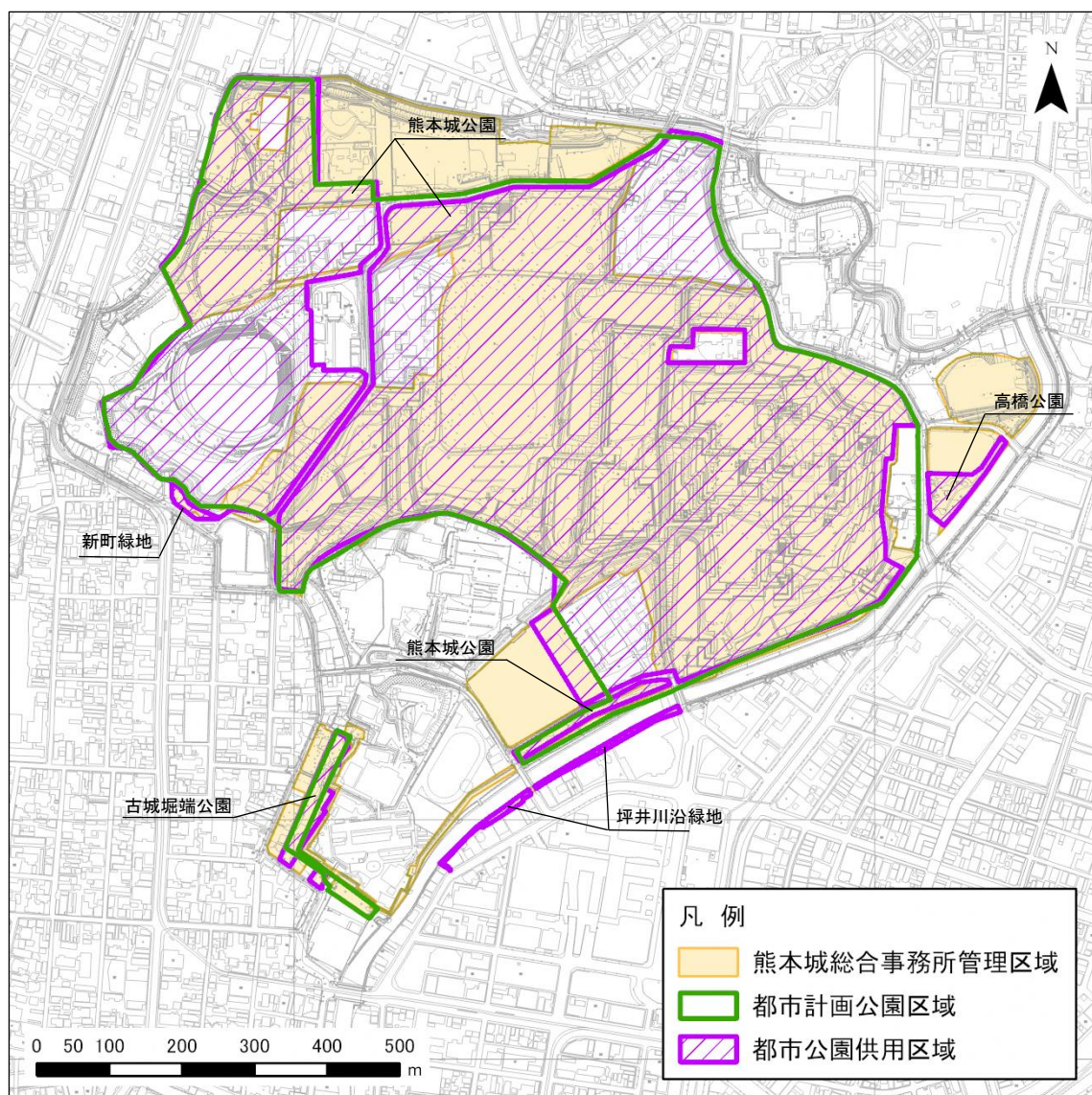
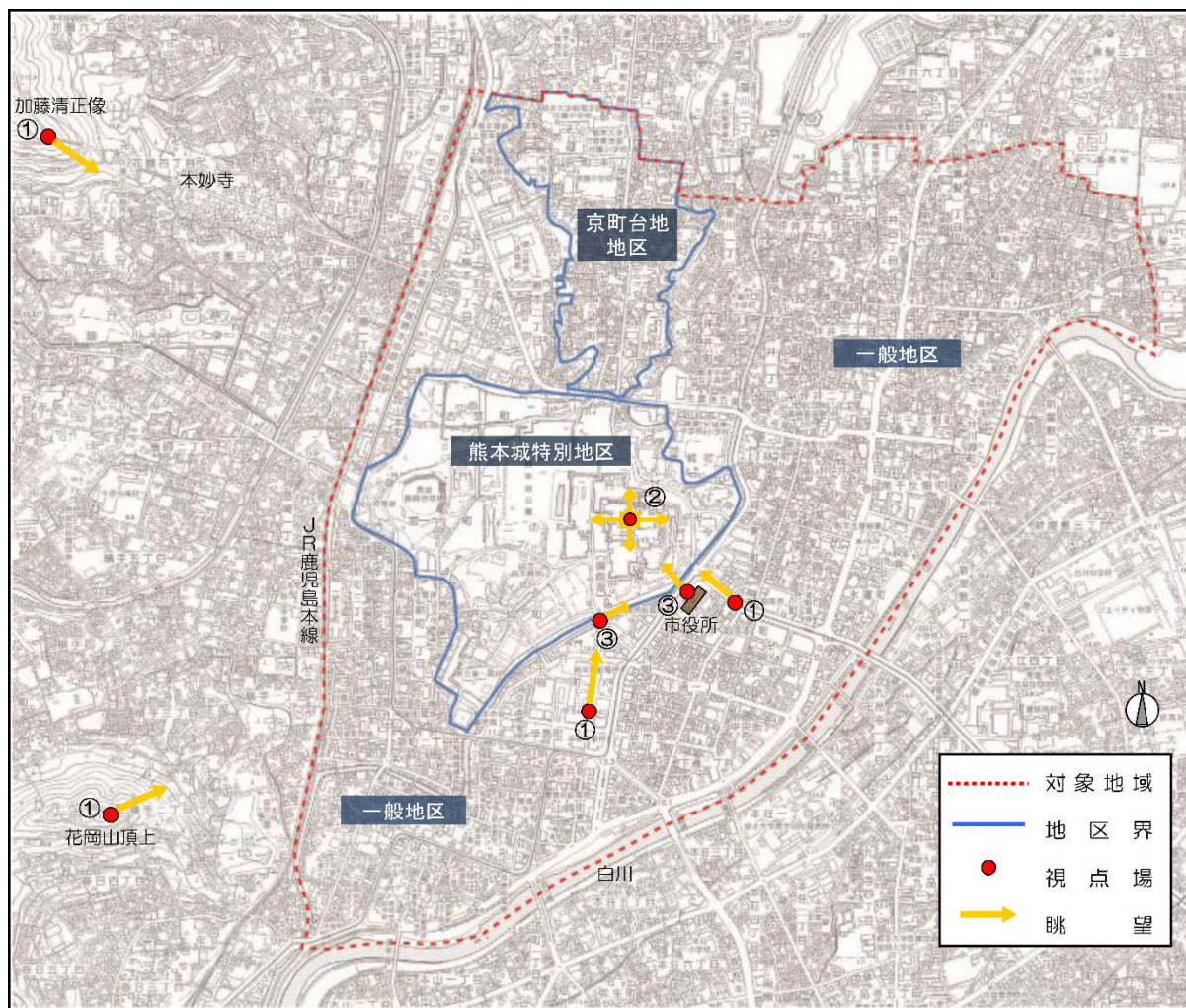


図 1-4-2 都市計画公園区域、都市公園法に基づく都市公園供用区域

③ 景観法・熊本市景観計画（重点地域、視点場）

熊本市は景観法第8条に基づき熊本市景観計画を定めている。「重点的に景観形成を推進する地域（以下、重点地域）」に熊本城周辺地域（約 550ha）が指定されており、ランドマークとしての熊本城への眺望、熊本城からの眺望、市街地と熊本城との間のゆとりある眺望を保全するため、熊本城を望む視点場及び天守閣からの眺望（図 1-4-3）に配慮した景観形成基準を定めている。（特別史跡熊本城跡内の建造物については、熊本城周辺地域の景観形成基準は適用されない。）



熊本市『熊本市景観計画（第3章、P38）』平成22年

図1-4-3 熊本市景観計画 重点地域（熊本城周辺地域）及び視点場図

④ 都市緑地法・熊本市緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき「熊本市緑の基本計画」が定められている。「熊本市緑の基本計画」は、熊本市が「森の都」の名にふさわしいみどり豊かな都市環境を創造するための、緑の保全や緑化の推進、公園等の整備、管理に関する計画であり、市民・事業者・行政が一体となって取り組む、みどり豊かなまちづくりの指針として策定された。熊本城が位置する中心市街地は緑化重点地区に定められており（図1-4-4）、熊本城における施策としては熊本城公園の復旧及び活用を掲げている（図1-4-5）。

2. 緑化重点地区

緑化重点地区は、緑化の推進を重点的に図るべき地区です。重点地区では、市民・事業者・行政がともに緑のまちづくりに取り組み、緑化推進のモデルを形成します。

熊本市の緑化重点地区の設定※資料 22 については、以下の 3 つの基準を用いて設定することとします。

①市民の緑化への関心を高める、PR 効果が高く先進的な取組を行う地区

築き上げた「森の都」を拠点として、市内外に緑づくりを行う人が増えるよう広く発信します。

②市民の方々が身近に緑を感じ、親しめるような場を創出する地区

地域の方々が身近に感じる緑を創出することで、住み心地のいい地域を共につくります。

③市民・事業者・行政がともに緑のまちづくりに取り組む地区

緑化推進に取り組むにあたって多様な主体が協働・参画し、みんなで「森の都」を築きます。



熊本市『熊本市緑の基本計画（第5章、P87）』2021年

図1-4-4 熊本市緑の基本計画 緑化重点地区

①熊本城公園の復旧及び活用★

・平成30年3月策定の「熊本城復旧基本計画」に基づき丁寧な復旧を推進するとともに、戦略的な公開・活用に取り組みます。また、特別史跡内については「特別史跡熊本城跡保存活用計画」（平成30年3月策定）に示した方針にしたがって緑の保存管理を行います。



熊本城公園

熊本市『熊本市緑の基本計画（第4章、P66）』2021年

図1-4-5 熊本市緑の基本計画 各施策より熊本城公園の復旧及び活用